特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和6年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理等を法定受診事務としておこなっている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務				
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の31の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (1)実施の有無
 (実施しない)

 (2)実施しない

 (3)未定

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 町民課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未	満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	i書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施れている。	項目評価		点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供	ネットワークシスティ	ムを通じ	た入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接		〇]接続しない(提供
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	_
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	当去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[]外部	 監査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和4年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署	いきいき町民課	町民課		
令和4年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	いきいき町民課長	町民課長		
令和4年4月1日	8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	いきいき町民課	町民課		
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	いきいき町民課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0111(代表)	町民課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545 番地 電話:0494-25-0115		
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		